

親愛なる会員や市民の皆様へ  
近未来の世界遺産を目指し、江戸城及び城下町の全体整備構想の策定に向けて  
特別史跡・江戸城跡における本丸御殿や城門等歴史的建造物の  
復元のあり方について  
理事長・特別メッセージ

日頃より、当会の活動にご支援を賜り、誠に有難く、篤く御礼申し上げます。

さて、昨今、お城ブームの下で、当会へのお問い合わせも多く様々な声が届いております。昨年从今年に入り、駿府城や名古屋城、江戸城の「天守復元が進まない」事実も明らかになってきました。

一方、本年、4月17日文化庁文化審議会においても天守等の再建について「復元整備」としての緩和基準が示されました。これは、各地域おこしでのお城再建の要望の声を受けて、2018年より審議を継続し、今日に至る結論となっております。この追い風をうけ史実をベースに復元整備を検討する高松城の事例や、復元そのものを断念、あるいは、再検討する事例も出ているようです。

1657年明歴の大火で焼失した江戸城天守については、これまでの調査でも判明したとおり、「復元」は、不可能に近いと云わざるを得ません。

当会は、「天守復元と歴史文化まちづくり」から2017年8月、江戸城及び城下町のまちづくり全体整備構想の一環として天守復元を位置付けようと「転回」致しました。

世界遺産に匹敵する特別史跡江戸城跡に歴史的建造物を復元するためには、世界的な評価に資する今日的意義や広範囲な合意形成が肝要であるとの認識からビジョンを策定したものです。

(理事長挨拶2017年10月をご覧ください。)

2019年5月初掲「特別史跡・江戸城跡における本丸御殿や城門等の歴史的建造物の復元のあり方について」、その背景にある専門的な識見や当会の認識を述べさせて頂く次第です。

2020年(令和2年)4月好日  
一般財団法人 江戸東京歴史文化ルネッサンス  
理事長 小竹 直隆



江戸城跡は、皇居と城跡が併存し、四季折々の自然にも囲まれ、世界にも類のない雄大で美しい城郭を形成し、世界遺産にも十分匹敵すると云われています。櫓、石垣や濠、城門や天守台の遺構など、失われた本丸御殿などの歴史遺産の痕跡も窺われます。現在、一般公開がされている皇居東御苑等は、国有財産法により宮内庁が管理をしています。

## I. 皇居東御苑・江戸城跡の整備検討に向けた「世界的な文化遺産の保護」から観た課題：

1. 今日、「史跡における天守や御殿など歴史的建造物の復元のあり方」について検討する際には「文化財の本質的価値」を明らかにして、文化財の保全を前提にすることが、世界の共通認識となっています。それは、個々の文化遺産が人類共有の文化資産であり、すべての人々が未来に向けて感動と喜びを享受できること・・・それが目的になっているからに他なりません。
2. 国際憲章(ベニス憲章)では、記念建造物や遺跡の保全と修復の為の建造物の再建については、基本原則として禁止しています。亦、記念建造物は「単体」としてだけではなく「群」として捉え、更に、「歴史的関係性」を重視すべきであるとしています。

## II. 本格的な初の学術・調査、研究は、江戸城全体整備構想の必須課題：

1. 何故いま、江戸城再生なのか、その今日的意義が求められています。  
その為には、江戸城史跡内の個々の遺構の保全や歴史的建造物の「群」及び周辺地域の景観や環境などを含めた江戸城全体を視野に入れた整備構想が、必要と考えます。
2. 江戸城に関連する文化財は、江戸城跡の他、国の史跡である江戸城外堀跡、常盤橋門跡、国の重要文化財として、外桜田門・清水門・田安門等があります。歴史的建造物の復元の検討に当たり、これら文化財も含めた江戸城跡の歴史的、文化的価値を明らかにする必要があります。
3. 江戸城跡に現存する天守の台座である石垣は、史跡として「国宝」であり、ダメージを与えたり、破壊しないことが大前提となります。同時に、城門、櫓、天守台、石垣や濠・土塁、本丸御殿や大名の登城経路などの、中でも、重要で必要なものは何か？例えば、江戸幕府の中核だった本丸御殿の復元のあり方についても、「特別史跡の本質的価値や保全を第一義とした活用の検討」が焦点になると予想されます。
4. 江戸城全体構想策定に当たって、必須である文化財学、考古学、建築史学、歴史学、観光学、造園学、景観学、都市計画などの学識者や専門家による本格的な初の学術・調査、研究になると考えます。

## III. 江戸城史跡内の遺構である天守台(石垣)に、建造物の復元検討を行う主な課題：

1. 特別史跡江戸城の遺構は国宝と同格であり、天守台の石垣は当時の最高技術により築城された再現不可能な貴重な遺産、即ち「本物」であり、石垣の保全は、城跡整備で最も優先順位が高く、これにダメージを与えたり、破壊することは決してあってはならないでしょう。
2. 「史跡の国宝」である天守台の石垣への影響：
  - ・堅牢と云われた熊本城の石垣は、2016年4月の熊本地震で脆くも崩れ、その修復には20年以上かかると言われています。江戸城天守の台座の問題は、この地震を契機に、改めて極めてリスクが高く難題であるとの認識が、多数の学識者や専門家等から示されています。

### ・時代的整合性の検証と歴史的事実：

現存する天守台の石垣は万治度に造られ、天守は現在の天守台の上に建築されたことはありませんでした。その為、天守の復元をする場合には「創作の天守」になる危惧があります。

この「時代的整合性」を、どのように理論構築をするのかが問われるところです。

- ・保科正之公が明暦大火（1657年）により焼失した天守を再建するよりも、10万人が死亡した江戸町民の救済や防災復興を優先したという事実、同時に、戦いの世は終わった。と提言した「江戸幕府の英断」という歴史的事実があります。以降の天守のない時代は、青海波に平和の願いをこめた美しさと眺望を兼ね備えた本丸御殿の富士見櫓が、実質の天守として扱われ、各諸藩でも幕府への遠慮から、天守再建は行われなかった・・・と云われています。

- ・このように、時代と共に、城の役割が変わっていったということが、良く分かります。以上のことから、「時代的整合性」と「歴史的事実やその関係性」の重要性をどのように受け止め、後世に継承するのか、も問われています。

### 3. 本当に建つのか、という歴史的、理念的、技術的課題

- ・文化財の本質的な価値を持つ特別史跡にあり、国宝である石垣は、決してダメージを与えたり破壊しないこと、その上で、前述した歴史的かつ理念的な課題をクリアすることが出来るか否か。加えて、それらを上回る天守復元の「意義」を策定することができるか否か。

同時に様々な今日的要求（建築基準法、消防法、バリアフリー等）を踏まえた工事自体が可能かどうか、可能でなければ当然工事はできず、そもそも、文化財保護法第43条による現状変更は出来ません。

以上のような背景から、歴史的、理念的かつ、技術的課題からも皇居東御苑の台座の上に天守を復元することは、不可能に近いと云わざるを得ません。

## IV. 持続可能な観光の開発目標（SDGs）世界的評価に資する江戸城及び城下町の全体整備構想へ：

1. 国連は、2018年3月を契機に、短期的な経済的利益を得る為の生態系や文化にマイナスの影響を及ぼす環境利用を抑制し、地域固有の生態系や文化の保全を通じて、長期的な経済利益に繋げていくよう提唱する等「持続可能な観光国際年」を定めています。

2019年12月、国連世界観光機関（UNWTO）とユネスコの主催で「観光と文化 京都宣言」を採択し京都モデルの推進を明記しました。これらは、将来世代への投資として持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、観光と文化の力で貢献しようとしたものです。

2. 15年前の2004年に、当会は、江戸城再建運動をスタートしました。その当時と比較しても、少子高齢化や経済低成長時代の認識がより強まる中で、特にこの数年インバウンドの激増や文化観光に関する内外の環境も大きく変化してきました。戦後都市文化の象徴的存在であった天守単体復元の価値は後退し、同時に、世界遺産ブームにより、本物志向が高まったと言えるでしょう。

3. 特別史跡・江戸城跡における歴史的建造物の復元のあり方については、江戸城及び城下町の全体整備構想の下で、城門や本丸御殿、天守などを含めた本格的な学術・調査研究することにより、世界都市東京の歴史文化まちづくりの観点から進めるとの認識に至っております。

2017年10月に「世界的な評価に資する普遍的価値・本物を志向する」、すなわち、近未来の世界遺産を目指し、「江戸・東京歴史文化ルネッサンス ビジョン5カ年基本計画(案)」を策定して以来、下記の計画により、着実な一歩を進めて参りました。

旧江戸城及びその城下町などの歴史的伝統と文化的価値に光を当て、学術・調査、研究を進め、その成果や今日的意義を通して、広く社会一般に、速やかに普及・啓発し、行政や関係機関などに提言することにより、我が国の文化・芸術の振興並びに地域社会のより良い発展に寄与することを目的として、風格ある世界都市・東京の創生に尽力して参ります。

- ・2017年10月 天守から本丸御殿へ「江戸・東京歴史文化ルネッサンス ビジョン5カ年基本計画(案)」
- ・2018年 7月 近未来の世界遺産を目指す「江戸・東京歴史文化ルネッサンス5カ年基本計画(案)」
- ・宮内庁：国有財産法 第十八条（処分等の制限）第6項
- ・文科省・文化庁：文化財保護法 第四十三条（現状変更等の制限）第1項
- ・東京都：都市計画法 第五十三条（建築の許可）第1項
- ・国土交通省：建築基準法 第三条（適用の除外）第4項
- ・国際憲章（ベニス憲章など）
- ・文化庁：史跡における歴史建造物のあり方についての検討
- ・特別史跡：文化財保護法で指定した史跡の内、特に価値の高さが認められたもの 国宝と同格

以上